

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 7
- 特定調達契約の落札者の決定【産業経済局中央卸売市場】 8
- 調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 9
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部税制課】 1 2
- 特定調達契約の落札者の決定（2 件）【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 1 5

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】 1 7

北九州市告示第 2 8 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項及び第 5 1 条の 2 0 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 1 5 第 1 項及び第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので法第 5 1 条第 1 号及び第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号並びに児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 1 号及び第 2 4 条の 3 7 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 6 5 0 0 6 0 7	訪問介護ステーション H I B I S U 若戸	北九州市若松区 浜町一丁目 4 番 1 1 号	株 式 会 社 B I S C U S S	令和 7 年 6 月 1 日

2 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 6 5 0 0 6 0 7	訪問介護ステーション H I B I S U 若戸	北九州市若松区 浜町一丁目 4 番 1 1 号	株 式 会 社 B I S C U S S	令和 7 年 6 月 1 日

3 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 7 8 0 2 3 9 0	スプラライフ小倉 センター	北九州市小倉北 区魚町一丁目 4 番 2 1 号魚町セ ンタービル 8 階	株 式 会 社 ミ チ ル ワ グ ル ー プ	令和 7 年 6 月 1 日
4 0 1 6 7 0 2 3 2 8	スプラライフ黒崎 センター	北九州市八幡西 区黒崎三丁目 9 番 2 2 号 R I S O 黒崎駅前ビル 3 階	株 式 会 社 ミ チ ル ワ グ ル ー プ	令和 7 年 6 月 1 日

4 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援 B 型）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 7 7 0 2 4	ONE GAME 北九州	北九州市小倉南 区横代東町二丁	グ リ ー ン コ ン パ ス 合 同	令和 7 年 6 月 1 日

83		目2番9号コー ポシャロン1階	会社	
----	--	--------------------	----	--

5 指定障害福祉サービス事業者（就労定着支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4017 8024 08	スプラيف小倉 センター	北九州市小倉北 区魚町一丁目4 番21号魚町セ ンタービル8階	株式会社ミ チルワグル ープ	令和7年6 月1日
4016 7023 36	スプラيف黒崎 センター	北九州市八幡西 区黒崎三丁目9 番22号R I S O黒崎駅前ビル 3階	株式会社ミ チルワグル ープ	令和7年6 月1日

6 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4027 8002 69	グループホーム テトラ霧ヶ丘	北九州市小倉北 区霧ヶ丘一丁目 1番11号ハイ ツ京霧ヶ丘	合同会社テ トラアーチ	令和7年6 月1日
4027 8002 77	H a r m o n i a 下到津	北九州市小倉北 区下到津二丁目 12番5号メゾ ン・デ・プリン セス	合同会社N e e d	令和7年6 月1日
4026 7003 46	障がい者グルー プホームみのり	北九州市八幡西 区折尾四丁目2 0番10号	一般社団法 人みのり会	令和7年6 月1日
4026 7003 53	ナーシングホー ム アリスの家 K U R O S A K I	北九州市八幡西 区藤田一丁目4 番22号	株式会社O h a n a	令和7年6 月1日

7 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4037 8004 99	ポケット	北九州市小倉北 区片野四丁目6 番6-704号	合同会社ポ ケット	令和7年6 月1日

8 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4056	こども通所サー	北九州市八幡西	A m a z i	令和7年6

7005 70	ビス ハクナマ タタ	区千代ヶ崎二丁 目7番6号	n g H u g 株式会社	月1日
------------	------------------	------------------	----------------------	-----

9 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4057 8003 87	L A Z O V i v a c e	北九州市小倉北 区下到津四丁目 8番3-201号	株 式 会 社 希 望	令和7年6 月1日
4056 7005 70	こども通所サー ビス ハクナマ タタ	北九州市八幡西 区千代ヶ崎二丁 目7番6号	A m a z i n g H u g 株式会社	令和7年6 月1日

10 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4077 8001 77	ポケット	北九州市小倉北 区片野四丁目6 番6-704号	合 同 会 社 ポ ケット	令和7年6 月1日

北九州市告示第 2 8 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第 5 1 条 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 1 7 8 0 0 6 1 8	アップルハート 小倉ケアセンター	北九州市小倉北区片野二丁目 2 番 1 6 号	麻生介護サービス株式会社	令和 7 年 4 月 3 0 日

2 指定障害福祉サービス事業者（共生型自立訓練（生活訓練））

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 1 6 7 0 1 6 0 1	デイサービス みずーり	北九州市八幡西区香月中央二丁目 1 0 番 2 4 号	株式会社ベリーフィン	令和 7 年 5 月 3 1 日

3 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 1 6 7 0 0 9 2 6	スプラيف黒崎センター	北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 2 2 号 R I S O 黒崎駅前ビル 3 階	西日本自立支援協会株式会社	令和 7 年 5 月 3 1 日

4 指定障害福祉サービス事業者（就労定着支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 1 6 7 0 1 4 6 0	スプラيف黒崎センター	北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 2 2 号 R I S O 黒崎駅前ビル 3 階	西日本自立支援協会株式会社	令和 7 年 5 月 3 1 日

5 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 2 7 7 0 0 2 5 3	ファミ曾根	北九州市小倉南区津田新町四丁目 7 番 5 - 5 0	合同会社三愛	令和 7 年 5 月 3 1 日

		3 号		
--	--	-----	--	--

北九州市公告第 4 3 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び数量
スチームコンベクションオーブン 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社マルゼン
北九州市八幡西区竹末一丁目 1 2 番 1 5 号
- 5 落札金額
5, 2 9 3 万 2, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 4 月 2 3 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 4 3 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局中央卸売市場
北九州市小倉北区西港町 9 4 番地の 9
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 5 月 2 1 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
- 5 落札金額
1 億 4 , 2 5 4 万 6 , 1 7 3 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 4 月 1 0 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 4 3 6 号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

- (1) 調達契約の名称及び数量 事前確認用 O C R 読取システム機器等の借入れ及び保守 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 1 2 年 7 月 3 1 日まで（契約締結の日から令和 7 年 9 月 3 0 日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いの期間は令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 7 月 3 1 日までの 5 8 箇月とする。）
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 入札方法 総価（機器借入れ料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札者の義務

入札者は、調達計画書（作成要領は、入札説明書による。）に必要書類を添付して令和 7 年 6 月 3 0 日午後 5 時までに次項第 1 号アの場所に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、同日午後 5 時必着とする。）。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課認定審査係

イ 日時 公告の日から令和7年6月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年6月30日までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課認定審査係に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年7月4日午後5時までに必着のこと。なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階 42会議室

イ 日時 令和7年7月7日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課認定審査係

〒 8 0 2 - 8 5 6 0 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

総合保健福祉センター 4 階

電話 0 9 3 - 5 2 2 - 8 7 1 8

北九州市公告第437号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月20日

北九州市長 武 内 和 久

1 委託内容

- (1) 業務名 地方税ポータルシステム（e L T A X）の利用に係る委託業務
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和12年12月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 郵便による入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書の提出及び入札書（内訳書を含む。）の提出を郵便（書留郵便に限る。）により行う。
- (2) その他郵便による入札については、入札説明書によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方税共同機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づく認定委託先事業者として登録されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市財政・変革局税務部税制課

イ 期間 この公告の日から令和 7 年 7 月 1 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所及び前号イの期間において無償で交付する。

（３） 競争参加の申出書の提出

第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 7 年 7 月 4 日午後 4 時までに必着のこと。

（４） 入札説明会 入札説明会は実施しない。

（５） 入札書の提出期限及び提出場所

第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 7 年 7 月 1 1 日午後 4 時までに必着のこと。

（６） 開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所本庁舎 1 5 階 1 5 A 会議室

イ 日時 令和 7 年 7 月 1 4 日午前 1 0 時

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

（４） 落札者の決定方法

契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政・変革局税務部税制課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2030

北九州市公告第 4 3 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
市民センターの電子複写機（6 2 台）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 1 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社
北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
- 5 落札金額
1 枚当たりの金額 7 . 5 7 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日
令和 7 年 4 月 2 8 日
- 8 落札方法
最低価格による

北九州市公告第 4 3 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
市民センターの電子複写機（6 8 台）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 1 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社
北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
- 5 落札金額
1 枚当たりの金額 7 . 2 0 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日
令和 7 年 4 月 2 8 日
- 8 落札方法
最低価格による

北九州市上下水道局告示第 3 2 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 2 4 年北九州市水道局管理規程第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 7 年 6 月 2 0 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
8 1 3 9	中野設興 中野 潤	行橋市北泉一丁目 1 1 番 1 8 号	令和 7 年 6 月 1 4 日